

## 幼児教育・保育の無償化の範囲について

令和元年10月から3歳児クラスから小学校就学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化となりました。

### 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

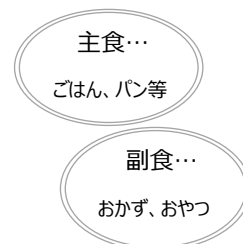
| 子どもの年齢 |          | 令和元年10月～  |
|--------|----------|-----------|
| 3～5歳児  |          | 保育料無償     |
| 0～2歳児  | 市民税非課税世帯 |           |
|        | 市民税課税世帯  | 保育料無償化対象外 |

- ・多子世帯に対する軽減策は、兄姉の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- ・0～2歳児については、毎年9月に市民税額をもとに行う利用者負担（保育料）の切り替えにあわせ、再算定を行います。その結果、市民税非課税世帯から外れた場合、利用者負担額（保育料）が生じることとなります。また、世帯状況や市民税額が変更となった場合は、再度算定し、利用者負担額が生じる場合があります。

### 保育園給食費について

保育施設の給食の提供にかかる費用（保育園給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

| 子どもの年齢 | 令和元年10月～                              |
|--------|---------------------------------------|
| 3～5歳児  | 主食代(または現物持参)、副食代※をまとめて <u>直接園に支払い</u> |
| 0～2歳児  | 主食代・副食代は保育料の一部として負担                   |



### ※ 3～5歳児の副食代徴収免除対象者について

次の①②いずれかに該当する場合

(保育部と幼稚園部では免除の要件が異なります。また保育料と同様に毎年4月と9月に切り替えとなります。)

- ① 世帯の市民税所得割額合算額が以下の金額であること
  - ア) 57,700円未満
  - イ) ひとり親世帯または障害者のいる世帯 77,101円未満
- ② 第3子以降の子ども

世帯年収に応じて第3子のカウント方法が異なります。

(11ページ「多子世帯に対する軽減策」をご参照ください。)

